



マイナンバーカード取得者を対象とした、キャッシュレス決済サービスが今年9月スタート。利用に応じて「マイナポイント」が付与。



## 「マイナンバーカード」で スマートなキャッシュレス生活を！

マイナンバーカードを取得し、民間キャッシュレス決済サービスに前払い等を行った方に対して、キャッシュレス決済に利用できる「マイナポイント」を付与する事業が、2020年9月から始まります。

ここでは、マイナポイントを利用するための手続きについて解説します。

(詳細は、マイナポイント公式サイト <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/> をご覧ください)

### マイナポイントを利用するための手順

① マイナポイントを利用するには、**マイナンバーカード**を取得していただく必要があります。

その上で、マイナポイントの予約(マイナンバーカードをスマートフォン等で読み取ること、マイナポイントの権利を設定すること)をしてください。

② マイナポイントの予約をしていた方は、2020年7月以降にマイナポイント対象となるキャッシュレス決済サー

ビス(QRコードや電子マネーが対象となります)を1つ選択し、マイナポイントの申込みを行った上で、2020年9

月以降の申込日以降に選択したキャッシュレス決済サービスで前払いや利用を行うことで、キャッシュレス決済サービスのポイント等が**プレミアム率25%・最大5000円**相当が付与されます。

③ マイナポイントの予約・申込みは、スマートフォンやPCで行うことに加え、市役

所や郵便局・携帯ショップやコンビニ等でも行うことができるようになります(詳細は公式サイトで今後公表)。

### マイナポイントについてのよくある質問への答え

① マイナポイントでお買い物をする際に、マイナンバーカードは使用しません。

マイナンバーカードは二重申請やなりすましを防ぐために、申込みの段階で使用しません。

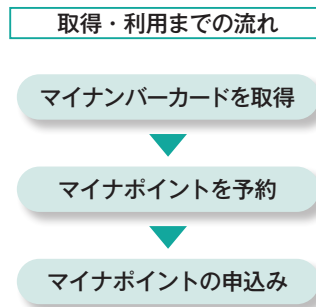
② 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。



総務省自治行政局  
マイナポイント施策推進室  
課長補佐

圓増 正宏

[えんそう・まさひろ]  
2005年総務省入省。総務省においては、自治税務局を中心に、電子納税や森林環境税などの制度企画立案を担当。2019年4月より現職において、マイナポイント事業の制度・システムを担当。



キャッシュレス決済サービスの利用に応じてマイナポイントが付与。マイナポイントは買い物で利用できる

### デジタル社会の重要ツール マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナポイントの申込みに加え、行政の各種手続きのオンライン申請や確定申告、健康保険証としての利用など、皆様のくらしを便利にする機会が多くあります。マイナポイントの申込みの機会に、ぜひ取得をご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マイナンバーカードの申請はオンライン申請を推奨しています。

なお、カードの受取は、地域の状況に応じて適切な時期に市区町村の交付窓口へお越しください。